

株 主 各 位

## 第15期定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

- 事業報告  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要
- 連結計算書類  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記
- 計算書類  
株主資本等変動計算書  
重要な会計方針及びその他の注記

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## ラクオリア創薬株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会の設置及び「コンプライアンス規程」を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役及び使用人の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 代表取締役の直轄部門として監査室を置き、同室が内部監査を行うこととする。監査室は、業務監査においてコンプライアンスの状況の監査を重要監査項目と位置付け、監査結果については、代表取締役、監査等委員会、また必要に応じて取締役会に報告するものとする。
- ③ コンプライアンス上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度等の社内報告体制を整備する。
- ④ コンプライアンスを尊重する意識を醸成するため、必要に応じて規則・ガイドラインの作成や取締役及び使用人に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体と緊密に連携し、全社を挙げて反社会的勢力排除のための社内体制を整備する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ② 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合には代表取締役から全部門に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ③ 前二項の定めにと拘わらず、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営戦略委員会規程等の社内規程に基づき事前に経営戦略委員会において議論を行い、その審議を経て決定を行う。その上で、法令・定款あるいは取締役会規則等の社内規程に基づき取締役会における決議が必要な事項については、取締役会に上程し、審議・決定を行う。

**(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の子会社管理規程に基づき、当社の経営戦略委員会は子会社に適時報告もしくは必要書類の提出を指示するものとする。経営戦略委員会は、これを整理し必要に応じ当社の取締役会に報告、又は決議を求める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、危機管理及びリスク管理に関する社内規程等を整備し、グループ全体のリスクを管理する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社の取締役を子会社の取締役として配置し、子会社の監視・監督を行う他、子会社管理規程に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、職務執行に係る重要な事項の報告及び承認を義務付ける等、指導、監督を行うことにより、子会社の取締役等の職務執行の効率を確保する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社に対する監査は当社の監査室が行い、当社の監査方針に基づき定期的、又は臨時に実施するものとする。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「監査等委員会補助者」という。）に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する規定を監査等委員会規則内に定め、代表取締役は監査等委員会が当該使用人を置く必要があると認めるときは、監査等委員会と協議し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。
- ② 監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。

**(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制について、コンプライアンス規程、取締役会規則並びに監査等委員会規則内に定めることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 内部通報体制を整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ③ 当社は、監査等委員会に報告を行った者に対して、不利益な処遇は一切行わない。

**(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査等委員会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また取締役会にて監査活動結果報告を適宜行う。
- ③ 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
- ④ 監査等委員会は、監査室と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑤ 監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）は、当社が負担する。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制**

当社は、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、反社会的勢力排除は、経営上重要であるとの認識の下、反社会的勢力との取引や支援を含む一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては屈せず、経営活動に対する妨害や誹謗中傷等の被害を受けた場合は、警察等関連機関と連携し、毅然とした対応を行う。また、反社会的勢力との取引等を予防ないし牽制すべく、社内体制を整備し、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶する。

## 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの基本方針に関する取締役会決議に基づき、次の取り組みを行いました。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会、経営戦略委員会その他社内の重要な会議に出席し、開催手続き及び付議議案の内容を監査し、その監査結果を毎月開催される定例の監査等委員会で報告し、情報を共有しました。
- ② 高度な知見を要する事案については、社外の弁護士、公認会計士、コンサルタントに意見を求め、適法性・妥当性判断を行いました。
- ③ コンプライアンス委員会を年2回開催し、コンプライアンスに係る課題の洗い出しを行いました。また、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の徹底を図りました。
- ④ 内部通報制度の対象に子会社も含めました。
- ⑤ 内部統制報告制度に対応するため、監査室がJ-SOX監査計画を策定し、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセス、IT統制に関する監査を実施し、内部統制の有効性の評価を実施しました。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、契約書、稟議書が適正に保存及び管理されていることを期中監査の中で確認しました。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を年2回開催し、リスクの未然防止に努めるとともにリスク項目一覧に基づきリスクの評価及び対応策の検討を行いました。
- ② 安全衛生委員会を毎月開催し、研究施設等職場の安全管理と従業員の健康維持に必要な対策を検討し実施しました。
- ③ 情報セキュリティに関する社内研修を子会社も含め実施しました。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を18回（定時取締役会12回、臨時取締役会6回）開催しました。取締役と監査等委員の取締役会への出席率は、100%でした。
- ② 経営戦略委員会を毎週開催し、審議結果を全取締役及び全監査等委員に報告しました。
- ③ 取締役の職務執行の効率化を図るための組織変更や規程変更等が行われる都度、職務分掌規程、職務権限規程等の関連規程が適正に改定されていることを確認し、職務権限規程等に即して稟議決裁が行われていることを確認しました。

(5) **当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の取締役が子会社の取締役として就任し、子会社の監視・監督を行いました。また、当社の子会社管理規程に基づき、定期的の子会社と連絡会議を開催し、子会社から当社へ経営状況、財務状況その他重要事項について報告を行い、業務の適正な運用について確認するとともに、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図りました。

(6) **監査等委員会補助者に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する体制**

監査等委員会補助者は設置していませんが、監査等委員会が要望すれば設置しうる体制は確保されています。

(7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

監査等委員は、毎週開催される経営戦略委員会にオブザーバーとして随時出席し、常に取締役及び執行役員に質問し情報の提供を求めることができる体制にあります。

(8) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会監査計画及び監査室監査計画に基づいて子会社を含めた全ての部署を対象に部門監査を実施しています。監査の効率性を高めるために、監査室が行う監査に監査等委員が原則同席し、両者が独自の質問を行い、両者が情報を共有する運用を行っています。監査結果は監査室がまとめ、代表取締役、経営戦略委員会、取締役会、監査等委員会に報告しています。監査等委員会は、主に取締役及び執行役員に対して事の重要性に応じて注意喚起すべきことがらについて意見表明しています。
- ② 監査等委員会が監査等委員会監査を実効的に行えるよう、監査等委員会は、経営戦略委員会に出席した場合、必要に応じて議論のポイントを監査等委員会の視点でまとめ、経営戦略委員会事務局が行う報告とは別に、毎月の監査等委員会にてその他の参考情報を補足して報告しています。また、取締役会開催時には、事前に監査等委員会を開催し、議案の概要と論点を説明し、全監査等委員が取締役会の議論に深く関わることができるよう情報と課題認識の共有化を図っています。

(9) **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制**

反社会的勢力対応要領を定め、新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用・記事検索等による信用調査を実施した上で取引を開始しています。また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等に積極的に参加し、意識の徹底とともに情報収集に努めています。さらに、不当要求防止責任者として管理・経営企画部門長を選任し、愛知県公安委員会並びに所轄警察署との連携を強化するとともに、公益財団法人暴力追放愛知県民会議に加盟しています。

## 連結株主資本等変動計算書 (第15期 2022年1月1日から2022年12月31日まで) (単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,256,920	2,446,703	49,631	△21	4,753,234
当連結会計年度変動額					
新株の発行	8,776	8,776			17,553
親会社株主に帰属する当期純利益			723,390		723,390
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	8,776	8,776	723,390	—	740,944
当連結会計年度末残高	2,265,697	2,455,480	773,021	△21	5,494,178

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	23,919	23,919	10,850	4,788,004
当連結会計年度変動額				
新株の発行		—		17,553
親会社株主に帰属する当期純利益		—		723,390
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△29,489	△29,489	△2,477	△31,966
当連結会計年度変動額合計	△29,489	△29,489	△2,477	708,977
当連結会計年度末残高	△5,569	△5,569	8,372	5,496,981

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は、以下のとおりであります。

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 テムリック株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

##### ハ. 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

##### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## ハ、リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

定額法によっております。

## ニ、長期前払費用

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ、株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

#### ロ、役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤルティ収入等）を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等に基づく対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

### ⑤ 繰延資産の処理方法

#### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

### ⑥ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 連結納税制度の適用 当社及び連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

ロ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

当社グループは、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤルティ収入等）を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等に基づく対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	391,024千円
無形固定資産	24,325
投資その他の資産	32,241
減損損失	—

※固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

なお、当連結会計年度において営業利益を計上し、翌連結会計年度以降の中期経営計画においても営業利益の計上を計画しており、その他減損の兆候に該当する事象もないことから、減損の兆候はないと判断しております。

② 主要な仮定

当社は、取締役会で承認された中期経営計画と中期経営計画の策定期間を超える期間については、将来の不確実性を考慮して策定された長期収益計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

中期経営計画及び長期収益計画は、想定適応症治療薬の市場規模、開発化合物の予想獲得市場シェア、売上成長率及び研究開発段階ごとの成功確率を主要な仮定として用いております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記主要な仮定に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は限定的であると判断しているものの、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失を計上する可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券 101,300千円

(注) デリバティブ取引のために差し入れたもので、当連結会計年度末現在で対応する債務は存在していません。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (3) 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
	<hr/> 1,000,000千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	20,955,142株	22,039株	－株	20,977,181株

(注) 1. 発行済株式の総数の増加8,500株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 発行済株式の総数の増加13,539株は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行によるものであります。

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	50株	－株	－株	50株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第9回 新株予約権	第12回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	18,000株	11,500株
新株予約権の残高	5,670千円	2,702千円

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資について流動性が高く元本確保型の金融資産で運用しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券であり、市場価格及び為替の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。外貨建資産及び負債については、為替の変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建資産に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品及び市場リスク（為替）に係るリスク管理体制

当社グループは、営業債権について販売管理規程に従い営業債権管理を行っております。一時的な余資で運用するその他有価証券は、資金管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としており信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると認識しております。外貨建資産及び負債に係る為替変動リスクに関して、必要に応じ先物為替予約取引等を利用するとともに、資産残高に対する外貨建資産の保有割合により管理しております。

なお、毎月の金融商品の取引実績、保有状況及び外貨建資産の保有割合は、月次で取締役会に報告しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
① 有価証券	250,599千円	250,599千円	－千円
② 投資有価証券(*3)	680,946	680,946	－
③ 長期借入金(*4)	(11,790)	(11,710)	△79
④ リース債務(*5)	(210,548)	(207,987)	△2,561
⑤ デリバティブ取引(*6)	3,593	3,593	－

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等は、「②投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
投資事業組合等	307,016千円

(\*4) 長期借入金は流動負債に含まれる1年内返済予定の長期借入金及び固定負債に含まれる長期借入金を合算した金額であります。

(\*5) リース債務は流動負債に含まれるリース債務及び固定負債に含まれるリース債務を合算した金額であります。

(\*6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	328,475 千円	－ 千円	－ 千円	328,475 千円
債券（社債）	－	599,215	－	599,215
その他	－	3,854	－	3,854
デリバティブ取引				
通貨関連	－	3,593	－	3,593

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－ 千円	(11,710) 千円	－ 千円	(11,710) 千円
リース債務	－	(207,987)	－	(207,987)

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券（社債）及びその他は取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業の単一セグメントであり、事業収益は「ロイヤルティ収入」「その他（契約一時金・マイルストーン収入等）」の2つの種類に分解して認識しております。

	当連結会計年度
ロイヤルティ収入	1,486,932千円
その他（契約一時金・マイルストーン収入等）	1,431,106
顧客との契約から生じる収益	2,918,038

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,176,526千円	602,311千円
契約資産	28,875	—

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 261円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 34円50銭  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式及び第16回新株予約権の発行)

2022年12月20日付の取締役会において第三者割当の方法による新株式（以下「本株式」）及び第16回新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行について決議し、2023年1月5日に払込手続が完了いたしました。

本株式及び本新株予約権の発行並びに行使による調達する資金の用途は、既存プログラム及び新規化合物の臨床開発、新規モダリティの探索活動、AI創薬関連投資及びラボの設備強化であり、予定調達額は2,723百万円（発行諸費用27百万円を除く）となっております。

発行した本株式及び本新株予約権の概要は以下の通りであります。

### 1. 本株式発行の概要

(1) 払込期日	2023年1月5日
(2) 発行新株式数	普通株式 625,000株
(3) 発行価額	1株当たり 1,258円
(4) 調達資金の額	786,250,000円
(5) 増加する資本金の額	393,125,000円
(6) 増加する資本準備金の額	393,125,000円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当先	CVI Investments, Inc.

### 2. 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	2023年1月5日
(2) 発行新株予約権数	12,500個
(3) 発行価額	総額 19,362,500円 (本新株予約権1個当たり1,549円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,250,000株 (本新株予約権1個につき100株) 行使価額の修正は行われません。
(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	1,945,000,000円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額 1,556円 行使価額の修正は行われません。
(7) 行使期間	2023年1月6日から2028年1月5日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9) 割当先	CVI Investments, Inc.
(10) その他	本新株予約権に係る買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) において、以下の内容が定められています。 (1) 本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新株予約権の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと

	<p>④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと</p> <p>⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと</p> <p>⑥ 本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していること</p> <p>(2)本新株予約権の譲渡（但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs &amp; Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。）には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。</p> <p>また、本買取契約においては、本新株予約権の買取りに係る条項及び新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められています。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

# 株主資本等変動計算書

(第15期 2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	2,256,920	2,446,703	39,223	△21	4,742,826
当期変動額					
新株の発行	8,776	8,776			17,553
当期純利益			583,567		583,567
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	8,776	8,776	583,567	—	601,121
当期末残高	2,265,697	2,455,480	622,791	△21	5,343,948

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	23,919	23,919	10,850	4,777,596
当期変動額				
新株の発行		—		17,553
当期純利益		—		583,567
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△29,489	△29,489	△2,477	△31,966
当期変動額合計	△29,489	△29,489	△2,477	569,155
当期末残高	△5,569	△5,569	8,372	5,346,751

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

但し、外貨建その他有価証券は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は評価差額として処理しております。また、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等への出資につきましては、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ

時価法を採用しております。

④ 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～15年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

#### ② 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認められたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤルティ収入等）を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等に基づく対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

### (5) 繰延資産の処理方法

#### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

### (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人とする連結納税制度を適用しております。

## ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

当社は、医薬品等の研究開発、製造、販売、技術の使用を第三者に認めたライセンス契約等に基づく収入（契約一時金、マイルストーンに係る収入及びロイヤルティ収入等）を得ております。

契約一時金及びマイルストーンに係る収入については、履行義務が一時点で充足される場合には、開発権・販売権等を付与した時点、又は契約上定められたマイルストーンが達成された時点で契約上の履行義務が充足されたと判断し、当該時点で事業収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定されたライセンス契約等に基づく対価であり、その発生時点を考慮して事業収益として認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	389,712千円
無形固定資産	24,253
投資その他の資産	32,225
減損損失	—

※固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券 101,300千円

(注) デリバティブ取引のために差し入れたもので、当事業年度末現在で対応する債務は存在していません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、三菱UFJ銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	—千円
	<hr/>
	1,000,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権

金銭債権 53,055千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 3,120千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	50株	－株	－株	50株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因は、税務上の繰越欠損金等ではありますが、その全額について評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「医薬品の研究開発」並びにこれらに関連する事業の単一セグメントであり、事業収益は「ロイヤルティ収入」「その他（契約一時金・マイルストーン収入等）」の2つの種類に分解して認識しております。

	当事業年度
ロイヤルティ収入	1,486,932千円
その他（契約一時金・マイルストーン収入等）	1,194,466
顧客との契約から生じる収益	2,681,398

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため、記載を省略しております。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,176,526千円	596,811千円
契約資産	28,875	－

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	254円49銭
(2) 1株当たり当期純利益	27円83銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株式及び第16回新株予約権の発行)

連結計算書類「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。